

議案第3号

区の事務所の名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する 条例案

区の事務所の名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和24年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

区の事務所の名称、位置及び所管区域並びに事務分掌に関する条例

第2条の次に次の1条を加える。

第3条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域づくり及び安全で安心なまちづくりに関する事項
- (2) 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (3) その他区民に身近な行政サービスに関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

区の事務所の名称、位置及び所管区域並びに事務分掌に関する条例 (抄)

第2条 省 略

第3条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域づくり及び安全で安心なまちづくりに関する事項
- (2) 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (3) その他区民に身近な行政サービスに関する事項